

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

令和8年1月14日

京都市長 松井 孝治

1 届出者の氏名及び住所

不動恒産株式会社

代表取締役 米村 銀次郎

大阪市西区南堀江1丁目12番19号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ステラ四條

京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町20番地1

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,416 m²

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

232.52 m²

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となった日

令和7年7月11日

(5) 変更する理由

テナント入れ替わりに伴い物販店舗面積減少のため

3 届出年月日

令和7年12月1日

(産業観光局地域企業振興室)